

Wealth & Asset Management

EY Viewpoints | Summer 2024

ウェルス&アセットマネジメント
EY ビューポイント | 2024年夏号

クライアントの皆さまへ

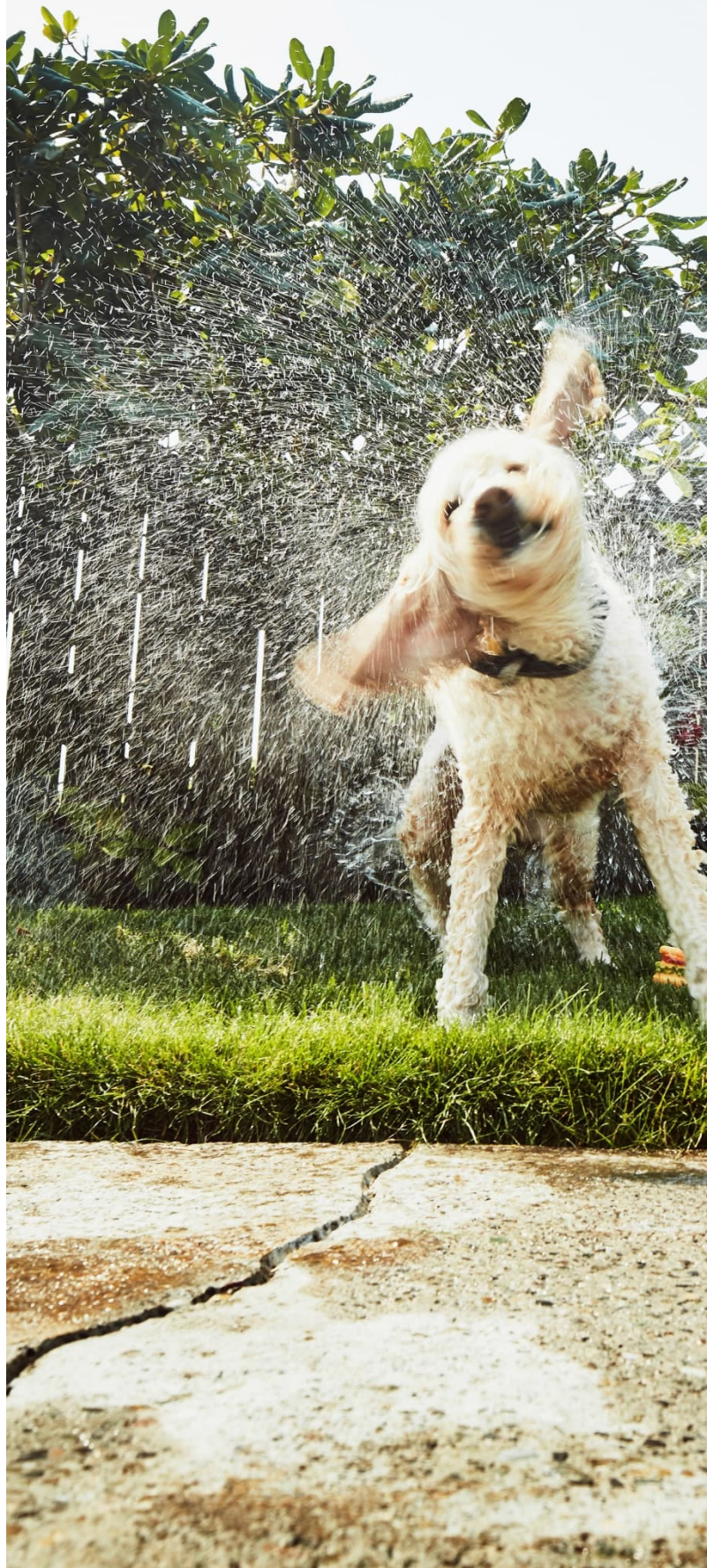
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本資料「EY Viewpoints(2024年夏号)」は、ウェルス&アセットマネジメント業界に関する制度動向を中心に、関連トピックスやコラム、その他クライアントの皆さまがご関心を寄せていらっしゃる内容を盛り込んでおります。

「EY Viewpoints」を日々の業務に、また最新のビジネス動向の把握にお役立ていただけますと幸いです。

2024年7月

EY新日本有限責任監査法人
ウェルス&アセットマネジメント
セクター長 長谷川 敬



Contents

- 制度動向トピック 3
 - 金融規制(国内・国際)
 - 会計
 - 税制
- 金融規制(日本) 10
 - 【金融庁】
 - 「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書の公表について
- 税制 13
 - 【自由民主党・公明党】
 - 「令和6年度税制改正大綱」を公表

制度動向トピック

国内規制

金融庁:「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書の公表について

金融庁は2023年12月12日、「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書を公表しました。

政府は2023年度の方針の1つとして「資産運用立国の実現」を掲げ、家計からの投資の運用を担う資産運用会社の高度化を図るとともに、企業への資金の供給を促しその成果を家計に還元することで、「成長と分配の好循環」を推進し、資産運用立国の実現を進めようとしています。

これを受け、市場制度ワーキング・グループは「資産運用に関するタスクフォース」を設置し、資産運用会社等のガバナンス改善・体制強化やステュワードシップ活動(企業との対話)の実質化、国内外の資産運用会社の新規参入の支援拡充・競争促進、資産運用力の向上及び成長資金の供給と運用対象の多様化に向けた環境整備等について議論を行い、本報告書を取りまとめました。

(詳細は、10ページをご参照ください)

国内規制

金融庁:「資産運用立国について」を公表

金融庁は2023年12月14日、「資産運用立国について」を公表しました。

政府は、「成長と分配の好循環」を実現していくことが重要であると考え、「資産所得倍増プラン」(2022年11月策定)やコーポレートガバナンス改革等を通じ、インベストメントチェーンを構成する各主体に対する働きかけを行ってきました。引き続き、こうした取組みを推進していくことが示されています。

また、これらの取組みに続き、家計金融資産等の運用を担う資産運用業とアセットオーナーシップの改革等を図っていく必要があるとし、以下を柱とする政策プラン(「資産運用立国実現プラン」)を策定したことについて取りまとめられています。

- (1)資産運用業の改革
- (2)アセットオーナーシップの改革
- (3)成長資金の供給と運用対象の多様化
- (4)ステュワードシップ活動の実質化
- (5)対外情報発信・コミュニケーションの強化

国内規制

金融庁:「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ(第1回)議事次第を公表

金融庁は2023年12月13日、「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」(第1回)議事次第を公表しました。

経済・社会の成長・持続可能性の確保につながる投資を推進していくには、幅広い投資家に魅力的なGXその他のサステナビリティに関する投資商品を開発し、多様な投資家の市場参加を促していくことが重要です。

とりわけ、投資信託等の投資商品の拡充・提供には、幅広い関係者の戦略・選好が相互にフィットしていくことが重要であり、本邦市場でのGX・サステナビリティ投資商品の在り方について、関係者が「ダイアログ」(対話)を通じ基本的な認識共有を図ることには意義があることが示されています。

国内規制

日本投資顧問業協会:2023年度ステュワードシップ研究会「資産運用立国に向けて実効性あるステュワードシップ活動の在り方について」の議事概要を公表

日本投資顧問業協会は2024年1月17日、2023年度ステュワードシップ研究会「資産運用立国に向けて実効性あるステュワードシップ活動の在り方について」の議事概要を公表しました。

資産運用立国に向けて実効性あるステュワードシップ活動の在り方について、以下の項目に関する意見の内容が取りまとめられています。

- ・ アセットオーナーに関して
- ・ 上場企業、東京証券取引所に関して
- ・ アセットマネージャーに関して
- ・ インベストメント・チェーンに関して

国内規制

投資信託協会：資産運用立国の実現に向けた今後の進め方についてを公表

投資信託協会は2024年1月24日、資産運用立国の実現に向けた今後の進め方についてを公表しました。

投資信託協会と日本投資顧問業協会は、資産運用立国の実現に向けたさまざまな施策が示される中で、両協会会員の総意で採択した「資産運用業宣言2020」で掲げた資産運用会社の社会的使命や目指すべき姿を実現し、国民の皆さまの資産形成に貢献するため、両協会の統合を軸に検討を始めることとした旨が示されています。

国内規制

金融庁：「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針」を公表

金融庁は2024年3月29日、「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針」を公表しました。

指針の概要は以下の通りです。

1. 基本的指針の目的

資金調達者と資金供給者などのインパクト投資市場の参加者が、様々な創意工夫を通じて投資案件の組成や資金調達、これらの協働等を進めるに当たって参考となるよう、インパクト投資として実現が望まれる基本的要素を明らかにすることで、インパクト投資の基本的な考え方等について共通理解を醸成し、市場・実務の展開を促進すること。

2. 基本的指針の対象

投資先・投資主体・アセットクラスの別に関わらず対象

3. インパクト投資の基本的要素

- (1) 実現を「意図」する「社会・環境的効果」が明確であること (intention)
- (2) 投資の実施により、効果の実現に貢献すること (contribution)
- (3) 効果の「特定・測定・管理」を行うこと (identification / measurement / management)
- (4) 市場や顧客に変革をもたらし又は加速し得るよう支援すること (innovation / transformation / acceleration)

国内規制

投資信託協会：「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正に関する意見募集を実施

投資信託協会は、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正に関する意見募集を2024年4月12日から5月13日までの期間で実施しました。

主な改正の内容は以下の通り、低流動性資産の組入れや「金融・資産運用特区」の提案を受け、基準価額を日々計算しないことや、投資信託協会への基準価額の連絡についても公表日のみに限定するもので、6月開催の自主規制委員会・理事会において一部改正を行うことが計画されました。

(1) 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の一部改正

投資信託財産へ組み入れている資産の状況に照らし、投資信託約款により追加設定日又は一部解約日を、特定日に限定している投資信託受益証券の基準価額の算定については、計算期間の末日及び当該特定日のみの計算とすること、日々計算しないこととすることができることとする。

(2) 「投資信託の基準価額の連絡、発表等に関する規則」の一部改正

本会への基準価額の連絡対象に、投資信託受益証券を代用有価証券として使用する場合以外の公募投資信託受益証券を加える。

また、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」第51条2項ただし書きにより計算を行う投資信託受益証券については、本会への連絡を基準価額の公表日に限定することができることとする。

制度動向トピック

国内規制

金融庁:「サステナブルファイナンス有識者会議」(第18~20回)議事録を公表

金融庁は2023年9月22日、11月2日、12月21日に「サステナブルファイナンス有識者会議」(第18~20回)の議事録をそれぞれ公表しました。

第18回会議では、PRIから「A Legal Framework for Impact」というプロジェクトについて説明があり、Investing for sustainability impact(サステナビリティ・インパクトをもたらす投資)という概念とその受託者責任との関係性について議論が行われました。また、今後の有識者会議の在り方や議論のテーマについても触れられました。

第19回会議では、2023年9月25日から10月6日にかけて開催されたJapan Weeksについて報告がありました。またこのイベントに関連し、日本の資産運用の課題や政府への期待について議論が行われました。さらに、有識者会議の今後の議論のテーマや、サステナブルファイナンスに従事する専門人材の育成についても触れられています。

第20回会議では、サステナブルファイナンスの取組みのうち「市場機能の発揮」という観点から、①情報・データ基盤の整備②機関投資家のESG投資③個人の投資機会④ESG評価⑤カーボנקレジット市場⑥インパクト投資の6つのテーマについて議論が行われました。

会計

金融庁:令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令が公布

2024年3月27日に、金融庁から「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令」(以下、「本改正」という)が公布され、2024年4月1日から施行されています。本改正は、2023年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち、四半期報告書制度の廃止に関する規定の施行に伴い、関係政令・内閣府令等の規定の整備を行うものです。

本改正に関する詳細な解説については、下記リンク先をご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/corporate-accounting/accounting-topics/2024/accounting-topics-2024-05-23

国内規制

金融庁:金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第1回)議事録を公表

金融庁は2024年3月26日、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」(第1回)議事録を公表しました。

同会議では、サステナビリティ情報の透明性と信頼性を高め、投資家にとって有用な情報提供を実現することに焦点を当て、多くの意見が交わされました。適用対象企業と適用時期に関しては、プライム市場全企業への段階的な適用が望ましいとの意見が多く、時価総額の大きい企業からの先行適用が提案されました。保証の導入時期については、開示と同時期が理想的であるものの、実務上の準備期間を考慮し、保証制度の導入を遅らせる意見も提案されました。

国際規制

欧州証券市場監督局: EUにおけるリテール投資商品のコストとパフォーマンスに関する年次統計レポートを公表

欧州証券市場監督局(ESMA)は2023年12月18日、EUにおけるリテール投資商品のコストとパフォーマンスに関する年次統計レポートを公表しました。

主な内容は以下の通りです。

- UCITSのコストは、前回の調査から引き続き低下しています。
- アクティブ株式UCITSについて、コストは前回の調査よりも低下しているものの、パッシブ株式UCITSと比較するとコストは高く、結果として、パフォーマンスが劣後しています。
- 全体として、2022年のESG UCITSのパフォーマンスは、エネルギー危機及びエネルギー価格の上昇の結果、非ESG UCITSのパフォーマンスを下回りました。一方で、3年間の投資期間で見ると、ESG UCITSは非ESG UCITSよりも優れたパフォーマンスとなっています。
- Alternative Investment Funds(AIFs)のリテール投資家による保有額は、2022年では9,000億ユーロとなっています。持続的な成長懸念、インフレの高まり、利上げ等の影響により、2022年のリテール投資家のAIFsに関するリターンは大幅に低下しています。

国際規制

SEC: 暗号資産を投資対象とするETFの上場承認

米国証券取引委員会(SEC)は2024年1月10日、主要な暗号資産の1つであるビットコイン現物を運用対象とする上場投資信託(ETF)の上場申請を承認しました。

10日には11銘柄が承認され、翌日より市場取引が開始されました。

これまでビットコイン先物で運用するETFは承認されていた一方で現物で運用するETFの承認は認められてきませんでした。この姿勢を不服として運用者より訴訟が提起されSECが敗訴したことが承認の一因となっています。

ETFの上場を承認して証券規制の適用とすることによって投資家の保護につながることや、SECが投資商品に対して一元的に監視することができるなどのメリットがあるといわれています。

ただし、SEC議長は声明でSECとしてはビットコイン自体を承認したり支持したりしているものではなく、投資家はビットコインやその価値が暗号資産に連動する商品に関連する無数のリスクについて、引き続き注意を払う必要があると発言しています。

国際規制

Global Sustainable Investment Alliance: Global Sustainable Investment Review 2022を公表

Global Sustainable Investment Allianceは2023年11月29日、世界のサステナブル投資の状況をまとめた、「Global Sustainable Investment Review 2022」を公表しました。

主な内容は以下の通りです。

- 2022年の世界のサステナブル投資額は30.3兆米ドルとなっています。
- 米国以外の市場におけるサステナブル投資に関するAUMは2020年から20%増加しました。
- ヨーロッパ、オーストラリア・ニュージーランド及び日本では、サステナブル投資額は増加しており、またオーストラリア・ニュージーランド及び日本では、投資額に占めるサステナブル投資額の割合も増加しました。
- サステナブル投資戦略別では、エンゲージメント及び議決権行使戦略の投資額が最も大きく、次いでESGインテグレーション、ネガティブスクリーニングが続きます。

なお、サステナブル投資市場の成熟に伴う統計手法の変化の影響がレポートに反映されています。

国際規制

SEC: SPACに関する規制の強化

米国証券取引委員会(SEC)は2024年1月24日、特別買収目的会社(通称SPAC)による新規株式公開(IPO)及びその後のSPACと非公開事業会社との間の企業結合取引(通称de-SPAC取引)において、投資家保護を強化することを目的とした規則を採択しました。

本規則は投資家がSPACに投資する際に受ける保護と、従来のIPOに投資する際に投資家に提供される保護をよりよく整合させることを目的としています。

規則は大きく3つの柱があり、1つ目はSPACのスポンサーへの報酬や利益相反、株価が希薄化する可能性などについても従来に比べて開示を強化することを求めています。またde-SPAC取引のターゲットである非公開事業会社に関する追加的な情報を投資家に提供することが必要になります。

2つ目はde-SPAC取引に関連して、予測に関連した開示要件が含まれており、予測の全ての重要な基礎や仮定の開示が求められます。

3つ目は一定の状況において、de-SPAC取引に関連してSPACが提出した登録届出書にターゲットである非公開事業会社が「共同登録者」として署名することを義務付けており、虚偽又は誤解を招く開示に対する責任を負わせています。

制度動向トピック

国際規制

欧州理事会／欧州議会：欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）におけるセクター別及びEU域外の特定企業向けの基準の採択期限の延期を合意

欧州理事会と欧州議会は2024年2月7日に、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）のうち、セクター別及びEU域外の特定企業向けの基準に関して、当初予定されていた採択期限である、2024年6月30日より2年延期することで暫定的に合意しました。

本合意により、企業がESRS第一弾として採択されたセクターにかかわらず適用される基準を適用し、次のセクター別及びEU域外の特定企業向けの基準に備えるためにより多くの時間を確保することが可能になります。

国際規制

HKEX：アジアで初めて暗号資産に直接投資するETFの取引を開始

主要な暗号資産であるビットコイン（BTC）とイーサリアム（ETH）の現物を運用対象とする上場投資信託（ETF）が2024年4月30日、香港証券取引所（HKEX）に上場しました。

暗号資産の現物ETFの上場は米国に続き、アジアでは初となります。また、暗号資産の中でBTCと比較して時価総額や取引量が少ないETHについても上場が認められたことが特徴的です。

香港証券先物委員会の投資商品担当エグゼクティブディレクターであるクリスティーナ氏は、暗号資産の現物ETFの上場に際し声明を発表しました。その中で、暗号資産の現物ETFの上場が香港のETF市場の発展における重要なマイルストーンとなることを述べています。

国際規制

欧州証券市場監督局：暗号資産市場規制（MiCA）に関する最初の最終報告書を公表

欧州証券市場監督局（ESMA）は2024年3月25日、EUにおける暗号資産市場規制（MiCA）に関する最初の最終報告書を公表しました。

本報告書では、暗号資産サービスプロバイダー（CASP）間の公正な競争を促進し、EUの投資家に対するより安全な環境を実現することを目的としており、主な内容は以下の通りです。

- CASPの認可のために要求される情報
- 金融機関が暗号資産サービスを提供する意図を通知する際に要求される情報
- CASPにおける適格保有の取得意図の評価のために要求される情報
- CASPが苦情に対応する方法

OECD: 第1の柱Amount Aを実施するための多数国間条約を公表

2023年10月11日、OECD(経済協力開発機構)/G20のBEPSに関する包摂的枠組みは、第1の柱におけるAmount Aを実施するための多数国間条約の条文を公表しました。これは、対象となる企業グループの世界的な収入の10%を超過する利益の一部について、課税権を市場国・地域に再配分するための合意を形成することを目的とするものです。

本多数国間条約案文とともに、各規定がどのように適用されることを意図しているのかを明らかにする解説文書も公表されています。さらに、Amount Aの確実性に関する枠組みが実務上どのように運用されるかについての詳細が記載された「第1の柱におけるAmount Aの確実性に関する理解」という文書も添付されています。

包摂的枠組みに従って、本多数国間条約案文の条文は、まだ署名が開始されていませんが、加盟国間でこれまでに達成されたコンセンサスを反映しており、少数の国・地域による異なる見解が脚注で示されています。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2023/tax-alerts-12-06

香港: 2023年度内国歳入法改正法を公表

香港政府は2023年12月8日、2023年度内国歳入法改正法(国外源泉譲渡益に対する課税)(以下、「新法」という)を官報に公表しました。新法は24年1月1日からの施行となります。

新法は、欧州連合(EU)が2022年12月に発表したFSIE税制に関するガイダンスに準拠するためのもので、適用免除や軽減措置を取り入れることを条件に、国外源泉所得非課税制度(FSIE税制)の対象となる国外源泉譲渡益の対象範囲を、株主持分以外のあらゆる種類の動産及び不動産に拡大します。

また、内国歳入局(IRD)は新法の公表に伴ってFSIE税制に関する実務ガイダンスを更新し、設例をウェブサイトに掲載しました。

詳細やその他のFSIE税制に関する最新動向については、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2024/tax-alerts-01-29

OECD: 第2の柱GloBEルールに関する新たな運用指針と第1の柱Amount Aのスケジュールに関するアップデートを公表

2023年12月18日、OECD(経済協力開発機構)/G20包摂的枠組みは、経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対処するためのOECD/G20プロジェクト(BEPS2.0プロジェクト)の第1の柱及び第2の柱に関する文書を公表しました。

第2の柱については、運用指針(Administrative Guidance)第3号を公表し、適格財務諸表における取得価格の会計処理の調整、移行期における国別報告(CbCR)セーフハーバー、GloBEルールの適用に関するコメントリーの修正など、GloBEルール上の各種の技術的問題について追加的な情報を示しました。

また、第1の柱については、包摂的枠組みは、Amount Aに関する多国間条約(MLC)についてのスケジュールを更新して声明を公表し、2024年3月までにMLCの内容を取りまとめるという参加国・地域の合意を表明しました。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2024/tax-alerts-01-24#1

タイ: タイESGファンドに投資する個人に対する税制優遇措置を公表

2023年12月20日、所得税に関する歳入局長官告示(第442号)が財務省令第390号(仏暦2566年)に基づいて公布され、タイ国内の環境、社会及びガバナンスの原則に適合する企業の証券又は債券への投資に重点を置く投資信託(「タイESGファンド」)に投資する個人に対する税制優遇措置の規則、手続及び要件が規定されました。

なお、当該税制優遇措置の対象となる投資信託の購入対象期間は、2023年11月21日から32年12月31日までとなります。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2024/tax-alerts-02-09-02

制度動向トピック

税制

日本: 令和6年度税制改正の大綱で日本版CARFの導入及び日本版CRSの改正

2023年12月22日、令和6年度税制改正の大綱において、「非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度(「日本版CARF」)の整備」と「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度(「日本版CRS」)等の見直し」が行われることとされました。

これらの改正は、経済協力開発機構(OECD)が策定した自動的情報交換に係る暗号資産等報告枠組み(Crypto-Asset Reporting Framework)及び改正共通報告基準(Amendments to the Common Reporting Standard)の実施に基づくもので、2027年に初回の情報交換を実施することを想定し、2026年1月1日に施行予定とされています。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2024/tax-alerts-02-02-02

税制

OECD: 第1の柱Amount Bに関する最終ガイダンスを公表

経済協力開発機構(OECD)は2024年2月19日、税務執行能力の低い国又は地域のニーズに焦点を当て、基本的なマーケティング及び販売活動への独立企業原則の適用を簡素化・合理化すること(Amount Bアプローチ)を目的とした、第1の柱Amount Bに関する最終報告書を公表しました。

報告書では、どのような販売業者/販売代理店がAmount Bの適用対象となるのか、対象となる場合の価格決定方法等が示されています。

本報告書は、OECDの「多国籍企業及び税務当局のための移転価格ガイドライン2022版」に組み込まれており、各国・地域は、2025年1月以降に開始する事業年度を対象として、Amount Bアプローチを法制化するか否かを選択します。他のBEPS2.0の措置とは異なり、適用対象となる多国籍企業の売上高閾値(しきいち)が設定されていないため、より多くの多国籍企業に影響を及ぼすことが想定されます。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2024/tax-alerts-03-06

税制

OECD: ICAP統計を発表

経済協力開発機構(OECD)は2024年1月29日、国際的コンプライアンス確認プログラム(ICAP)の統計を公表しました。

この統計では、完了したICAPリスク評価に参加した税務当局、リスク評価の完了に要した平均時間、対象となった主要なリスク分野及びリスク評価の結果についての集計データに関する情報が提供されています。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2024/tax-alerts-03-01

税制

EU: EUブラック及びグレーリストを更新

欧州連合理事会(EU理事会)は2024年2月20日、税務面で非協力的な国・地域に関するリスト(EUリスト)の改定に関する理事会決議を承認しました。

付属書I(EUブラックリスト)から4つの国・地域(バハマ、ベリーズ、セーシェル、タークス・カイコス諸島)の削除が決定され、ベリーズとセーシェルは付属書II(EUグレーリスト)に移されました。また、EUグレーリストからは、アルバニア、アルバ、ボツワナ、ドミニカ、香港、イスラエルが削除されました。

今回の更新により、2024年3月1日時点のEUリストが定まり、CbCR開示義務を早期適用しているEU加盟国におけるCbCR開示対象の国・地域が確定したことになります。

なお、EU理事会は、EUリストを年2回更新しており、次回は2024年10月に予定されています。

詳細は、EY税理士法人の以下のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2024/tax-alerts-03-08

金融規制

Financial Regulation Update — 日本

金融庁:「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書の公表について

■ 概要

金融庁は2023年12月12日、「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書を公表しました。政府は2023年度の方針の1つとして「資産運用立国の実現」を掲げ、家計からの投資の運用を担う資産運用会社の高度化を図るとともに、企業への資金の供給を促しその成果を家計に還元することで、「成長と分配の好循環」を推進し、資産運用立国の実現を進めようとしています。

これを受け、市場制度ワーキング・グループは「資産運用に関するタスクフォース」を設置し、資産運用会社等のガバナンス改善・体制強化やステュワードシップ活動(企業との対話)の実質化、国内外の資産運用会社の新規参入の支援拡充・競争促進、資産運用力の向上及び成長資金の供給と運用対象の多様化に向けた環境整備等について議論を行い、本報告書を取りまとめました。

本稿では、本報告書で取り上げられた資産運用に関して取り組んでいくべき内容について説明します。

■ 資産運用に関して取り組むべき5つの柱

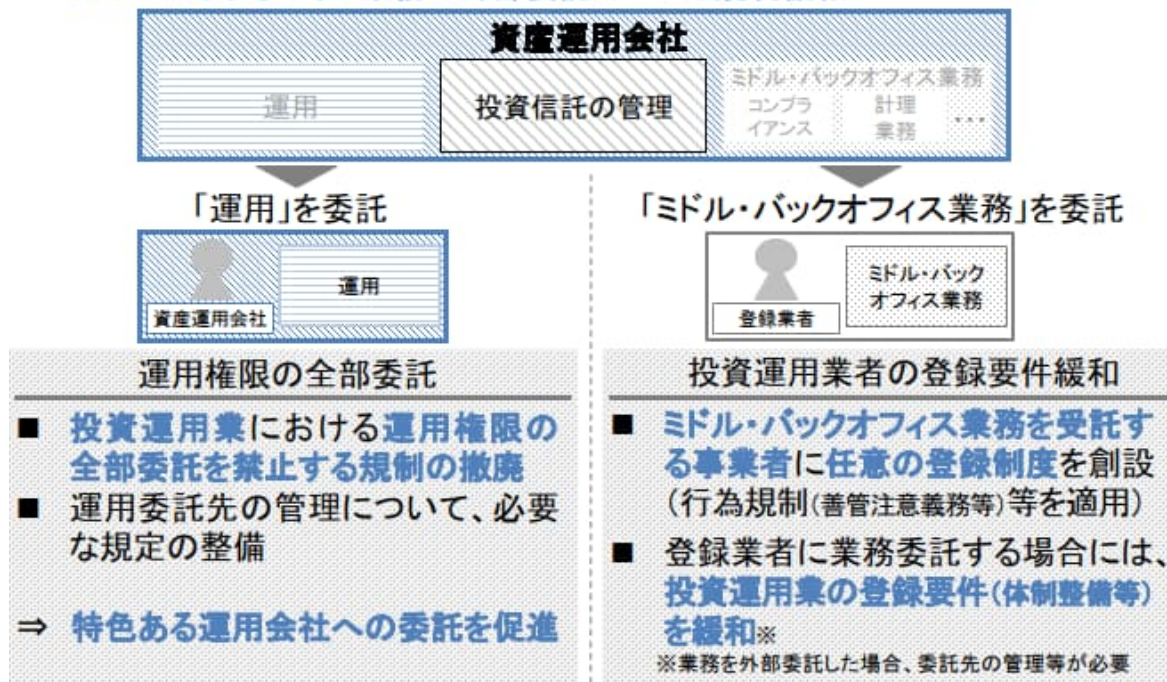
- 資産運用立国の実現に向けて、資産運用会社やアセットオーナーのみならず、上場企業(スタートアップ企業を含む)や家計といった資産運用に関わる全てのエンティティへののが不可欠です。各エンティティへ実施すべき取組みの主な内容は以下の通りです。
- 本稿では、この取組みの中で資産運用会社に特に影響の大きい、「投資運用業の参入要件の緩和」、「投資信託に関する日本独自の慣行の見直し」、「非上場株式を組み入れた投資信託・投資法人の活用促進」にフォーカスして解説します。

<p><資産運用会社> 資産運用会社の高度化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 投資運用業の参入要件の緩和 • 新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)の実施 • 大手金融グループにおける運用力向上やガバナンス改善・体制強化 • 金融商品の品質管理を行うプロダクトガバナンスに関する原則の策定 • 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し
<p><アセットオーナー> アセットオーナーに対する金融機関の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 金融機関による顧客等の最善利益を確保する観点からの運用や、DC加入者への運用商品の適切な選定・提案、情報提供の充実を促進
<p><上場企業> ステュワードシップ活動の実質化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 企業価値向上に向けた対話促進のための大量保有報告制度の見直し等
<p><スタートアップ企業> 成長資金の供給と運用対象の多様化</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ベンチャーキャピタル向けのプリンシプルの策定 • 非上場株式を組み入れた投資信託・投資法人の活用促進 • 投資型クラウドファンディングの活性化 • 事後交付型株式報酬に係る開示規制の明確化 • 非上場有価証券のセカンダリー取引の活性化
<p><家計> 家計の投資環境の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 金融経済教育推進機構を中心とした金融経済教育の推進 • 累積投資契約のクレジットカード決済上限額の引上げ

■ 投資運用業の参入要件の緩和

- 投資運用業者の新規参入は、競争環境を確保する観点から必要ですが、現状、登録要件となっているミドル・バックオフィス業務の体制整備の負担が重いため、投資運用業者の新規参入が増えていない状況です。
- このような状況下で、新規参入業者を増やすためには、参入要件の緩和が必要不可欠です。具体的には、①ミドル・バックオフィス業務を外部委託する場合の登録要件の緩和、②ミドル・バックオフィス業務の委託先の業務の質の確保のための一部規制、になります。これらは、新規参入業者のミドル・バックオフィス業務の人材確保などの負担軽減に加えて、外部委託先の業務の質の向上につながります。
- また、新規参入業者を増やすため、運用指図権限の全部委託を禁止する規定の見直しも挙げられています。これにより、運用指図権限の受託者でのファンド運営機能が強化され、特色あるアセットマネージャーの増加することが期待されます。

■ ミドル・バックオフィス業務の外部委託等による規制緩和



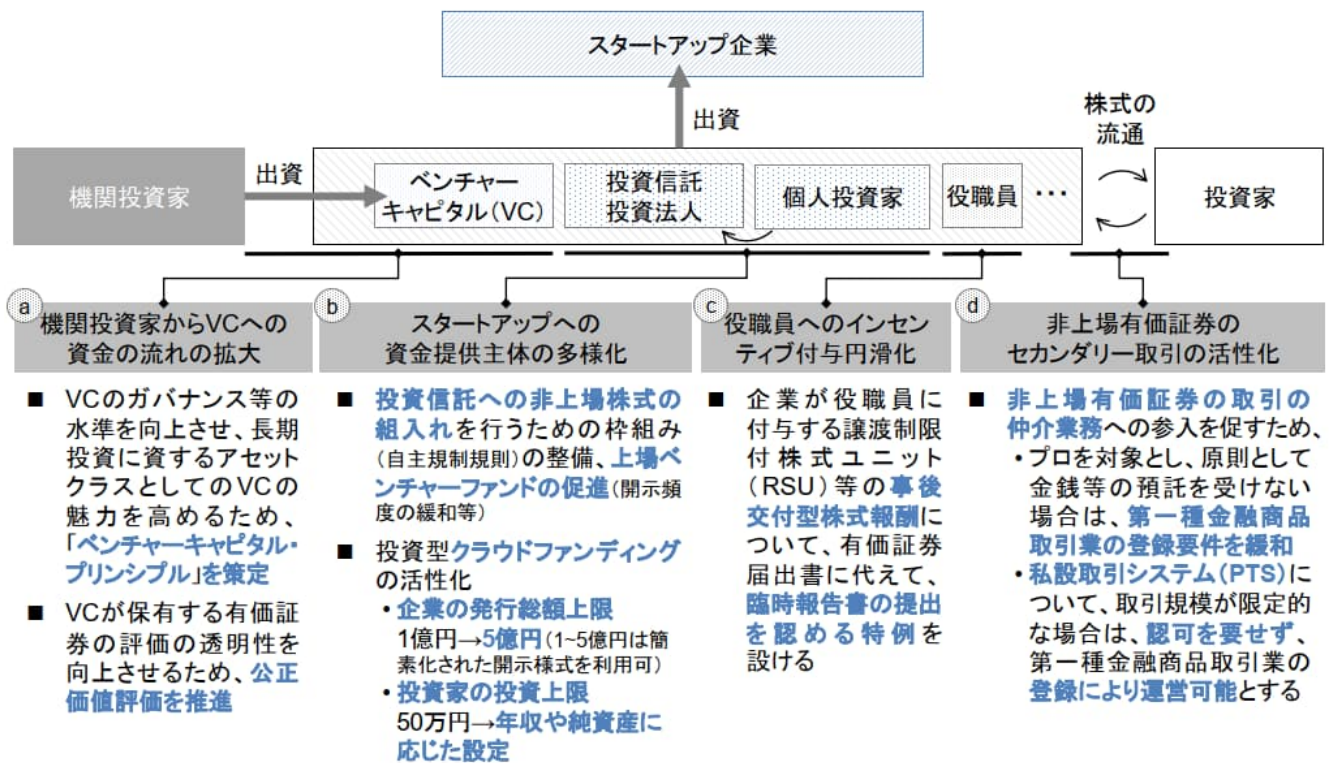
出典：金融庁「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース 報告書 概要」、www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231212.html (2024年6月26日アクセス)

■ 投資信託に関する日本独自の慣行の見直し

- 投資信託の日本独自の慣行として、基準価額の二重計算がありますが、投資信託の環境が変化する中では、投資家への追加的なコストや参入障壁の要因となっているのではないかと指摘がされています。
- また、投資信託の計算過誤に関して、過誤が一定の水準を超える重大な場合に、基準価額の訂正を行うこととするマテリアリティポリシーは、おおむね0.5%(50bp)ですが、各社によってバラツキがあり、投資家への周知が図られていない状況です。
- 基準価額の一者計算の実現に向けては、投資信託協会が設置した「基準価額算出に係る実務者検討会」を中心として、環境整備に取り組んでいくことが期待されています。
- マテリアリティポリシーの明確化に向けては、各社で適正な水準とする必要があることや、当該ポリシーを投資家へ周知することが重要であることについて、当局の監督指針等で明記することが適当である、としています。
- なお、基準価額の訂正の有無は投資家に影響を与えるものであるため、マテリアリティポリシーの策定に当たっては、各社において、経営陣の関与の下、水準等についての考え方を定め、これを投資家に示すことが望ましい、としています。

■ 非上場株式を組み入れた投資信託・投資法人の活用促進

- 投資信託に非上場株式を組み入れることで、スタートアップ企業の活性化や投資対象の拡大が期待されています。一方で、非上場株式の評価方法が明確ではないため組入れができないこと、投資家にとって商品性やリスクが分かりづらいことが懸念されています。
- 非上場株式の組入れについては、投資信託協会にて検討が行われ、2024年2月15日に「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」等が改正され、同日に「投資信託財産の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令」も改正されています。
- 本改正により、投資信託において、未上場株式を純資産総額の15%以内で組み入れることができることとなります。また、基準価額の算出上、未上場株式を公正価値測定を用いて時価で評価することとなります。ただし、投資信託としての商品の特性に応じて、委託会社として必要と認められる措置を講じることを条件に、15%を超える未上場株式の組入れも認められます。
- また、投資家保護の観点からは、非上場株式を組み入れた投資信託の商品性やリスクについて、投資家が適切な判断ができるように、十分な説明を行うことが求められます。



出典: 金融庁「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース 報告書 概要」、www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231212.html (2024年6月26日アクセス)

【EY Viewpoints】

- 「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書では、資産運用立国の実現に向けて、資産運用会社、アセットオーナー、上場企業や家計の全てのエンティティへ対応すべき事項が示されています。また、政府や民間事業者といった関係者からの協力が不可欠であることも示されています。
- 特に、基準価額の一者計算については、ガイドラインの整備や業界関係者との合意形成といった課題があるため、投資信託協会の議論を注視していく必要があります。また、資産運用会社の外部委託の緩和は資産運用業界の根本から変わるため、資産運用業界の動向にも注視していく必要があります。

税制

Tax Update — 日本

自由民主党・公明党：「令和6年度税制改正大綱」を公表

■ 概要

2023年12月14日、自由民主党・公明党より「令和6年度税制改正大綱」が公表され、2024年3月28日、令和6年度税制改正法が成立しました。

詳細は以下のEY税理士法人のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2024/tax-alerts-01-16

また、「令和6年度税制改正大綱」のうち、金融関連税制と金融機関に特有の主な改正点は以下の通りです。

詳細は以下のEY税理士法人のアラートをご参照ください。

www.ey.com/ja_jp/ey-japan-tax-library/tax-alerts/2024/tax-alerts-01-22

■ 主な内容

1. ストックオプション税制の見直し

特定の取締役等がストックオプション行使により得る利益について、ストックオプション税制の措置が改定されます。

(1) 税制適格ストックオプションの要件の1つである「株式保管委託要件」について、「新株予約権を与えられた者と当該新株予約権の行使に係る株式会社との間で締結される一定の要件を満たす当該行使により交付をされる株式(譲渡制限株式に限る)の管理等に関する契約に従って、当該株式会社により当該株式の管理等がされること」との要件を満たす場合には、「新株予約権の行使により取得をする株式につき金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託等がされること」との要件を満たすことを不要とすることとされます。

(2) 新株予約権の行使に係る年間権利行使価額の限度額に関して、設立の日以後の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、当該限度額を2,400万円(現行:1,200万円)に引き上げます。また、一定の株式会社が付与する新株予約権については、当該限度額を3,600万円(現行:1,200万円)に引き上げます。

(注) 上記の「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年以上20年未満である株式会社で、金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社以外の会社又は金融商品取引所に上場されている株式等の発行者である会社のうち上場等の日以後の期間が5年未満であるものとされます。

(3) 特定従事者に係る要件

中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、適用対象となる特定従事者に係る要件について次の見直しが行われ、対象が拡大されます。

- 認定新規中小企業者等に係る要件のうち「新事業活動に係る投資及び指導を行うことを業とする者が新規中小企業者等の株式を最初に取得する時において、資本金の額が5億円未満かつ常時使用する従業員の数が900人以下の会社であること」との要件が廃止されます。
- 社外高度人材に係る要件について、「3年以上の実務経験があること」との要件を、上場企業の役員については「1年以上の実務経験があること」とし、国家資格保有者等については廃止することとされます。
- 社外高度人材の範囲に非上場企業の役員経験者等が追加されます。

2. エンジェル税制に関する措置

特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずることとされます。

- (1) 適用対象となる特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式の取得に要した金額の範囲に、当該特定株式が当該株式会社等により発行された一定の新株予約権の行使により取得をしたものである場合における当該新株予約権の取得に要した金額を加える。
- (2) 中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提に、適用対象に、特定新規中小企業者に該当する株式会社等により発行される特定株式を一定の信託を通じて取得をした場合を加える。
- (3) 本特例の適用を受けた控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法について、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例の適用を受けた控除対象特定新規株式に係る同一銘柄株式の取得価額の計算方法と同様とする見直しを行う。

3. トークン化社債等に係る税制措置

公共法人等及び公益信託等に係る非課税及び金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の適用対象に、電子記録移転有価証券表示権利等に該当する社債等であって、金融商品取引業者等によって一定の要件を満たす方法により管理されるものの利子等を加えることとされます。

4. NISAの利便性向上

- (1) 金融商品取引業者等は、廃止通知書を電磁的方法により提供できることとされます。また、非課税口座を開設し、又は開設していた居住者等は、廃止通知書又は非課税口座開設届出書を電磁的方法により提出等ができることとされます。
- (2) 非課税口座内上場株式等について与えられた一定の新株予約権の行使等に際して金銭の払込をして取得した上場株式等は、次の要件を満たす場合に限り特定非課税管理勘定に受け入れることができることとされます。
 - ・ 非課税口座が開設されている金融商品取引業者等を經由して払込をすること。
 - ・ 金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得した場合と同様の受入期間及び取得対価の額の合計額に係る要件その他の要件を満たすこと。
 - ・ 当該上場株式等が、非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に受け入れることができる非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定に係る上場株式等の分割等により取得する上場株式等の範囲から除外されます。
 - ・ 当該上場株式等が、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に加えられます。
- (3) 国外において発行された株式の配当等に係る支払の取扱者でその者に開設されている非課税口座において当該株式のみを管理していることその他の要件を満たす場合には、口座管理機関に該当することの要件が不要とされます。
- (4) 累積投資上場株式等の要件のうち上場株式投資信託の受益者に対する信託報酬等の金額の通知に係る要件が廃止されます。また、特定非課税管理勘定で管理する公募株式投資信託については、当該特定非課税管理勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等は、その受益者に対して、当該公募株式投資信託に係る信託報酬等の金額を通知することとされます。
- (5) その他所要の措置が講じられます。

5. 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

土地に係る固定資産税及び都市計画税について、急激な地価上昇による税負担の急増を緩和するための負担調整措置の適用期限が3年延長されます(2027年3月31日まで)。

6. 不動産取得税の特例措置の期限の延長

宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限が3年延長されます(2027年3月31日まで)。また、住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限が3年延長されます(2027年3月31日まで)。

7. 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限が3年延長されます(2027年3月31日まで)。

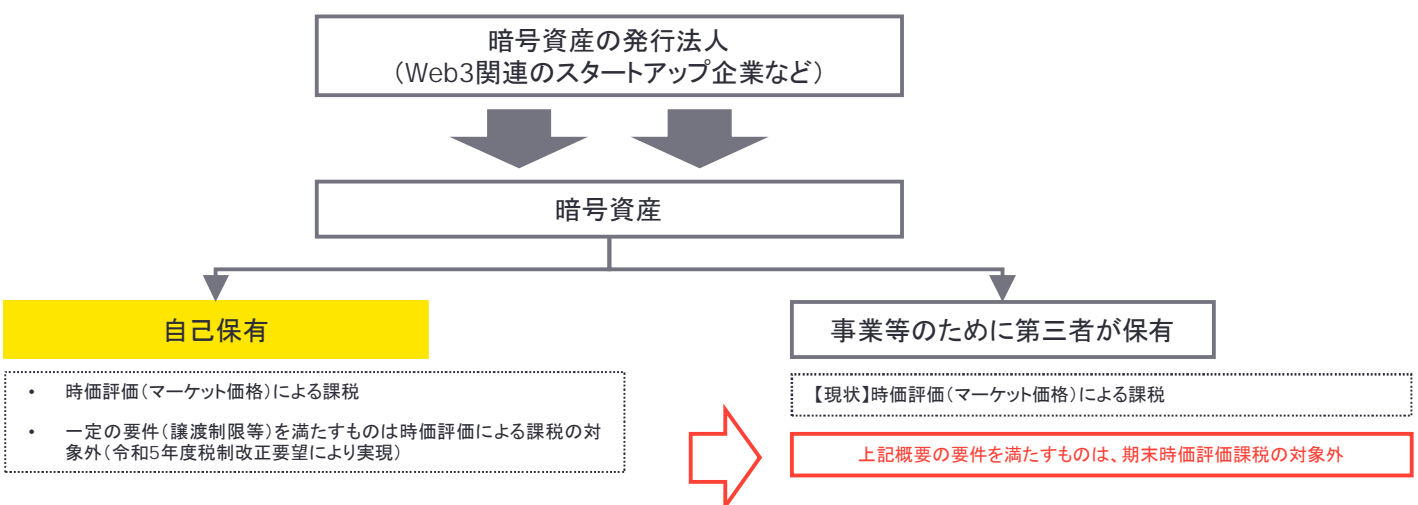
8. 第三者保有の市場暗号資産の期末評価額

第三者が保有する市場暗号資産で譲渡制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、原価法又は時価法による評価方法のうちその法人が選定した評価方法により計算した金額とする他、所要の措置を講ずることとされます。

(注1) 上記の「譲渡制限その他の条件が付されている暗号資産」とは、次の要件に該当する暗号資産とされます。

- ① 他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。
- ② 上記①の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が上記①の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること。

(注2) 上記の評価方法は、譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の種類ごとに選定し、その暗号資産を取得した日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに納税地の所轄税務署長に届け出る必要があります。なお、評価方法を選定しなかった場合には、原価法により計算した金額をその暗号資産の期末における評価額とすることとされます。



出典: 金融庁「令和6(2024)年度税制改正について一税制改正大綱における金融庁関係の主要項目」、www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231222-7/01.pdf (2024年1月15日アクセス)

9. 非居住者に係る暗号資産等取引情報の自動的交換のための報告制度の整備等

暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、OECD及びG20での議論を踏まえ、暗号資産交換業者等による非居住者の暗号資産等取引情報の報告制度が整備されます。合わせて非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための制度(いわゆるCRS)についても所要の整備が行われます。

10. 過大支払利子税制における超過利子額の繰越期間の延長

過大支払利子税制の適用により損金不算入とされた金額(超過利子額)の損金算入制度について、2022年4月1日から2025年3月31日までの間に開始した事業年度に係る超過利子額の繰越期間が10年(原則:7年)に延長されます。また、法人住民税及び法人事業税についても、上記の国税の取扱いに準じて所要の措置を講ずることとされます。

11. 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税等の見直し

新たな国際課税ルールへの対応として、わが国では2021年10月にOECD/G20「BEPS包摂的枠組み」においてまとめられた、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策に関する国際合意の実施に向けた取組みが進められています。この国際合意は、市場国への新たな課税権の配分(「第1の柱」とグローバル・ミニマム課税(「第2の柱」)の2つの柱から構成されています。令和6年度税制改正においては、「第2の柱」に関して、令和5年度税制改正に引き続き、国際合意にのっとった法制化が行われています。

なお、「第2の柱」については、国際的な議論を踏まえた、令和7年度税制改正以降のさらなる法制化が検討されています。また、「第1の柱」については、多数国間条約の早期署名に向けて、国際的な議論に積極的に貢献することが重要とされており、今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国での課税の在り方等について検討するとされています。

令和6年度税制改正において、「第2の柱」に関して行われる主な改正内容は、以下の通りです。

- (1) 構成会社等がその所在地国において、一定の要件を満たす自国内最低課税額に対する税を課することとされている場合には、その所在地国に係るグループ最低課税額を零とする適用免除基準の導入(QDMTTセーフハーバー)

2023年7月に、BEPS包摂的枠組みにおいて取りまとめられた執行ガイダンス(Administrative Guidance)の内容を反映するものと考えられます。具体的には、15%に満たない部分が発生した国・地域においてQDMTTが導入されており、そのQDMTTにおいて15%に満たない部分に十分な課税が行われると見込まれる場合に限り、わが国のIIRにおいて、当該国・地域に関するグループ最低課税額を零とみなし、計算を不要とすることとされました。

- (2) 外国税額控除の見直し

他国のQDMTT、IIR及びUTPRIにおいて課された税が、わが国の外国税額控除制度の対象となるかに関して、他国のQDMTTにおいて課された税額はわが国の外国税額控除制度の対象とする一方、他国のIIR及びUTPRIにおいて課された税額はわが国の外国税額控除制度の対象外とすることとされました。

- (3) 地方税の見直し

法人住民税の計算の基礎となる法人税額に、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を含まないこととされました。

(4) その他

その他、令和6年度税制改正においては、以下の改正内容が含まれています。

- 無国籍構成会社等が自国内最低課税額に係る税を課されている場合には、グループ国際最低課税額の計算においてその税の額を控除すること
- 個別計算所得等の金額から除外される一定の所有持分の時価評価損益等について、特定多国籍企業グループ等に係る国又は地域単位の選択により、個別計算所得等の金額に含めること
- 導管会社等に対する所有持分を有することにより適用を受けることができる税額控除の額(一定の要件を満たすものに限る)について、特定多国籍企業グループ等に係る国又は地域単位の選択により、調整後対象租税額に加算すること
- 特定多国籍企業グループ等報告事項等の提供制度について、特定多国籍企業グループ等報告事項等を、提供義務者の区分に応じて必要な事項等に見直すこと
- その他所要の措置を講ずること

また、2023年12月に、BEPS包摂的枠組みで取りまとめられた、追加の執行ガイダンス(Administrative Guidance)が公表されています。その内容も今後順次対応されることが想定されます。

上記の改正は、内国法人の令和6年(2024年)4月1日以降に開始した対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について適用されます。

【EY Viewpoints】

- ストックオプション税制の見直しやエンジェル税制に関する措置により、スタートアップ・エコシステムのさらなる強化が図られます。特にストックオプション税制については、年間行使額の上限が大幅に引き上げられることにより、レイトー期のスタートアップの人材確保に資するものと考えられます。
- 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用制度において、社債に関しては社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿で記録される公社債が対象とされているところ、今回の改正において電子記録移転有価証券表示権利等(セキュリティトークン)に係る当該不適用制度の対象となる管理方法の要件について今後制定される法令・通達の内容を確認する必要があると考えられます。
- NISAの手續のデジタル化が進み、利便性が向上するものと考えられます。
- 第三者保有の市場暗号資産の期末評価額の見直しにより、短期売買とは異なる事業目的で保有する場合についての取扱いが措置されることで、ブロックチェーン技術を用いたサービスや事業開発等が一層促進されるものと期待されます。なお、譲渡についての一定の制限の内容については今後制定される法令等の内容を確認する必要があると考えられます。
- グローバル・ミニマム課税(「第2の柱」)においては、多国籍企業グループが支店や子会社等を有する国・地域ごとに、財務会計上の利益及び税金費用を基に実効税率を計算し、それが国際的に合意された最低実効税率である15%に満たない部分を追加で課税する仕組みが導入されます。課税の方法としては、①15%に満たない部分が発生した国・地域で先取りして課税を行う「国内ミニマム課税(QDMTT、Qualified Domestic Minimum Top-up Tax)」、②15%に満たない部分が発生した国・地域でQDMTTが導入されていない場合やQDMTTが導入されていてもそのQDMTTで課税しきれない部分がある場合に、親会社等で課税を行う所得合算ルール(IIR、Income Inclusion Rule)、③親会社等所在地国でIIRが導入されていない場合や親会社等所在地国で15%に満たない部分が発生した場合に、第三国で課税を行う軽減課税所得ルール(UTPR、Undertaxed Payment Rule)の3つが存在します。わが国においては、現在のところ、わが国の実効税率の水準、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting: 税源浸食と利益移転)包摂的枠組みでの議論の動向等を踏まえて、②IIRのみが導入されています。①QDMTT及び③UTPRに関しては、令和7年度税改正以降で議論がされるものと考えられます。
- デリバティブ取引に係る金融所得課税のさらなる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討するとされています。今後も引き続き動向に注目していく必要があるものと考えられます。

EY Wealth & Asset Management Thought Leadership



[EY Japan、NEC、マイクロソフトの3社がひも解く「生成AI&生体認証による金融ビジネス革命」 | EY Japan](#)



[金融庁の「資産運用に関するタスクフォース」の設置により、資産形成の促進に資する顧客本位の業務運営の確保及び金融リテラシー向上にどのような影響があるでしょうか | EY Japan](#)

EY Japanでは、各種SNSでサービスや最新の知見などについて情報を発信しています。

ぜひフォローをお願いいたします。

【Facebook】

www.facebook.com/EYJapanOfficial/

【X(旧Twitter)】

x.com/Japan_EY

【LinkedIn】

www.linkedin.com/company/ernstandyoung/ *

【YouTube】

www.youtube.com/channel/UCr1D56Lk-IGz33yHk-a16mw

*グローバルのアカウントで日本語の情報を発信しています。

EYウェルス&アセットマネジメントセクターのHPでも、
情報を発信しております。ぜひご覧ください。

www.ey.com/ja_jp/wealth-asset-management

また、本内容に関するご質問等は下記までご連絡ください。

E-mail: ey.wam.viewpoints@jp.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY Japanについて

EY Japanは、EYの日本におけるメンバーファームの総称です。EY新日本有限責任監査法人、EY税理士法人、EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社などから構成されています。なお、各メンバーファームは法的に独立した法人です。詳しくはey.com/ja_jpをご覧ください。

© 2024 EY Japan Co., Ltd.

All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY Japan株式会社および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp